

令和4年9月22日

支部会員 各位

近畿税理士会 天王寺支部
支部長 嶋 仲 直 隆

時下、ますますご健勝のことと拝察しお喜び申し上げます。

さて、天王寺税務署から支部会員の先生方に下記の周知依頼がありましたのでお知らせさせていただきます。

令和4年9月21日

近畿税理士会 天王寺支部
支部長 嶋 仲 直 隆 殿

天 王 寺 税 務 署 長
坂 東 理 々 子



キャッシュレス納付の利用拡大に向けたお願い（依頼）

平素から税務行政につきまして、深い御理解と多大な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁におきましては、納税者利便の向上の観点から、納付手段の多様化に取り組むとともに、現金管理等に係る社会全体のコスト削減のため、ダイレクト納付を中心としたキャッシュレス納付の利用拡大について積極的に取り組んでまいりました。

推進会議「第1回デジタル・ガバメントWG」での審議を受け、国税の納付手続がその対象手続とされました。このため、「オンライン利用率引上げの基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を策定し、令和7（2025）年度末までにキャッシュレス納付割合について4割を目標として設定し、基本計画に沿って取組を進めることとしております。

現状、国税の納付については、キャッシュレス納付割合は約3割にとどまっており、金融機関、税務署等の窓口納付が大宗を占めております。

貴支部及び各税理士の皆様におかれましては、従来からダイレクト納付の利用勧奨に御協力いただいているところ、現状を踏まえ、更なるキャッシュレス納付の推進、ひいてはデジタル社会の形成を推進していくためには、税務に関する専門家としての皆様方のなお一層の御理解と御協力が不可欠と考えております。つきましては、キャッシュレス納付、とりわけダイレクト納付の利用拡大について御高配を賜り、顧問先による利用を積極的に働きかけていただきますとともに、顧問先に対し利用環境の整備などについて御助言いただきますようお願い申し上げます。

なお、地方税共通納税システムの利用により、地方税についてもダイレクト納付が利用可能となり、利便性が向上しておりますので、この点も踏まえ、働きかけていただきますようお願い申し上げます。